

# 戸山サンライズ

特集

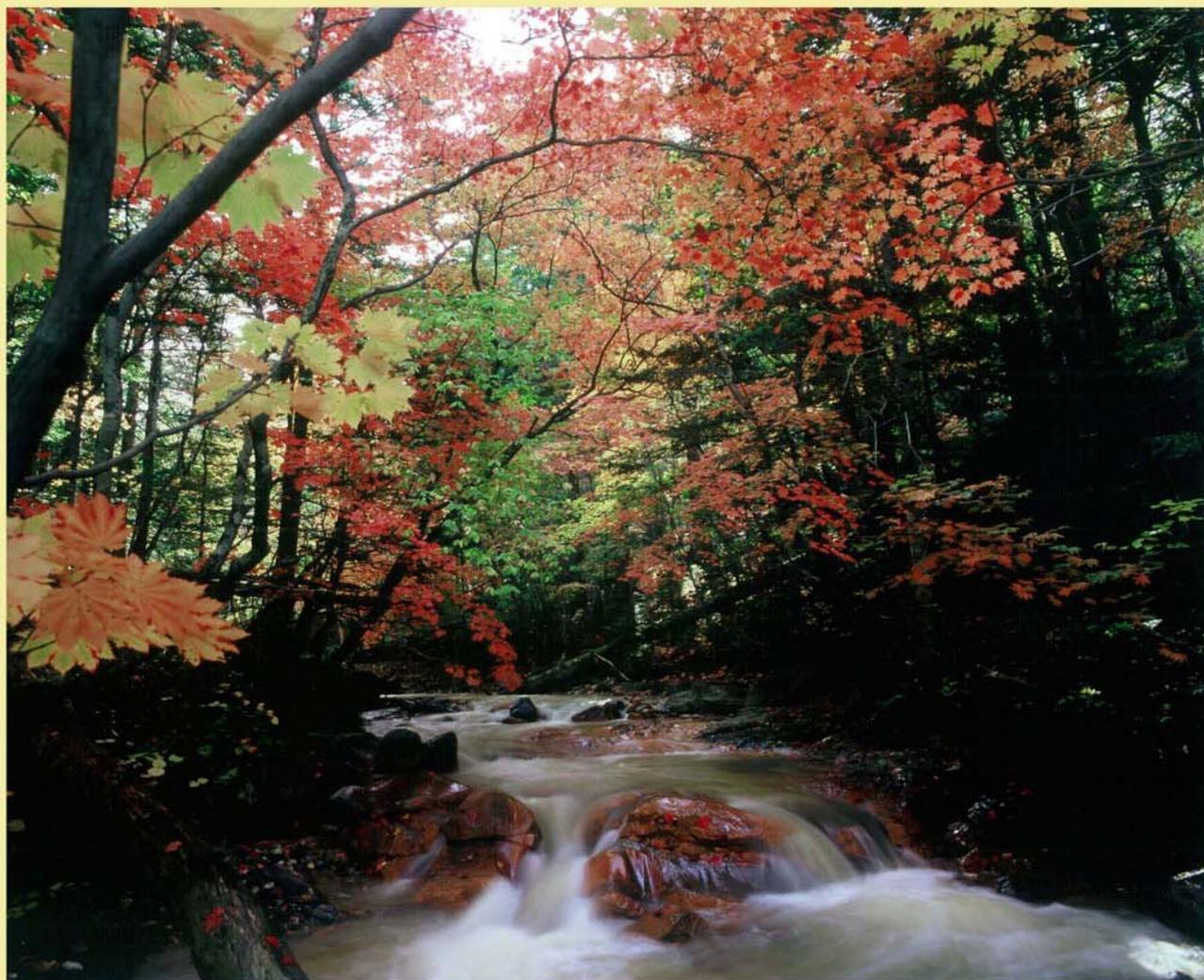
障害のある人の自立を考える

スポーツ

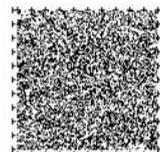
自律性のある依存的自立は自立

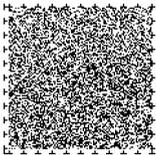
2007

10・11月号



全国身体障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。  
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。

## 第21回障害者による写真全国コンテスト

銅賞「溪流と紅葉のアーチ」(白藤の滝上部)

北海道 陸 信之

撮影場所が滝上部の為、風が止るのに苦労しました。  
(寸評) 三脚を据えて、風で木の葉のざわつくのが止まるのを待って、ぱっさりと絵を切り取った力強い作品です。スローシャッターで流れの動きを出すのと、風の動きとのハザマを狙われた高い技術、努力は素敵です。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第21回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より256点にのぼる素晴らしい作品の数々がよせられました。

## 目次

2007年10・11月号

### ■特集：障害のある人の自立を考える

- 「障害のある人の自立とリハビリテーション」————— 奥野 英子 1  
「国際生活機能分類(ICF)における「参加」という概念の重要性」—— 谷口 明広 4  
「障害のある人たちの経済的自立にむけた就労支援のあり方」—— 叶 義文 7

### ■ライフサポート

- 「最新福祉用具紹介  
福祉用具研究開発助成事業で実用化されたもの」————— (財)テクノエイド協会 10

### ■スポーツ

- 「自律性のある依存的自立は自立」————— 南 浩一 13

### ■最新行政情報

- 「障害福祉計画の全国集計結果について」————— 高相 泰忠 16

### ■レクリエーション

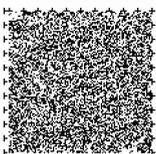
- 「地域でともに生きる・働く・遊ぶ」————— 藺田 碩哉 19

### ■アンテナ

- 「第7回障害者全国スポーツ大会取材記」————— 編集部 22

### ■お知らせ

- 「認知症のある人の福祉機器シンポジウム開催のご案内」————— 24



# 障害のある人の自立と リハビリテーション

筑波大学大学院 人間総合科学研究科  
教授 奥野 英子

## 1 わが国の障害者福祉

わが国の障害児・者福祉は、昭和23年の「児童福祉法」、昭和24年の「身体障害者福祉法」に基づいて取り組まれ、その後「知的障害者福祉法」「精神保健福祉法」等の整備により、身体障害、知的障害、精神障害の3障害への福祉が行われてきた。また、1981年の「国際障害者年」を契機として、そのテーマ「完全参加と平等」を達成するためには、それまでの「障害者福祉」から「障害者施策」への拡大が求められ、国、地方自治体、民間機関、障害当事者団体の協力により、順調に推進されてきた。

平成12年からの介護保険制度や社会福祉基礎構造改革などの影響を受け、平成15年に支援費制度が導入され、平成18年度からは「障害者自立支援法」が施行された。しかし、障害者自立支援法はあまりにも問題が多く、昭和20年代から少しずつ向上・改善をしてきた障害児・者福祉とリハビリテーションが昭和40年代に逆戻りしてしまったように感じる。

特集「障害者の自立を考える」の総論として、「障害者」という呼称、「自立」「リハビリテーション」についてまとめたい。

## 2 「障害者」という呼称

「障害者」は心身に不自由のある人々を総称する用語として普及した。本来は「障碍」という漢字が適切であったが、当用漢字の制約から同じ音読みの「障害」が当てられたようである。「障」は障子のように妨げや隔てを意味し、「碍」は本来は「礙」という漢字であり、大きな岩を目礙の前にし

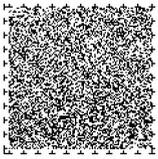
て人が思案し悩んでいる様子を示している。従って、「障碍」は人が困難に直面していることを示す用語であり、自分にも人にも害があるような意味合いはなかった。そのような意味で、「障害者」ではなく、「障碍者」の用語を使うべきであるとの議論もある。

私は「障害者」という用語は、できるだけ使いたくないと考えている。「障害者福祉」というように福祉の分野を示すとき、障害に関わる法律に言及するとき、様々な場面や状況において「障害者」という簡潔な書き方をせざるを得ない場合もある。しかし、「障害者」という表現には、人間を「障害者集団」と「障害のない者の集団」に二分しているかのようなニュアンスがないだろうか。

「障害者」という特定の集団に所属するのではなく、今、たまたま、何らかの障害があるだけである。障害があるために、生活上さまざまな困難なことがある。様々な困難なことについても、生活環境にバリアがなく、必要な福祉サービス等が適切に提供され、ケアマネジメントによる相談支援体制があれば、生活上の困難は少なくなるはずである。障害は誰にでも、いつでも起こるものであり、障害は決して他人事ではないと国民全員に理解されることが重要である。このように考えると、「障害のある人」または「障害をもつ人」という表現を使うことが適切であろうと考える。

## 3 自立

自立については、辞書によると「他への従属から離れて一人立ちすること。他からの支配や助力を受けず



に、存在すること」(大辞林)、「他の力に頼らず自分の力で身を立てること。外部からの制御から脱して、自分の立てた規範に従って行動すること」(広辞苑)など書かれている。障害のある人にとって「自立」という用語には、非常に重い響きがある。「自立」という用語が、国際的にはどのように理解され、また、わが国における障害福祉関係法にはどのように言及されているかをまとめたい。

### (1) 国際的見地からの「自立」

1975年に国連によって採択された「障害者の権利条約」において、第5項に「障害者は可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある」、第6項に「障害者は、補装具を含む医学的、心理学的及び機能的治療、並びに医学的・社会的リハビリテーション、教育、職業教育、訓練リハビリテーション、介助、カウンセリング、職業斡旋……のようなサービスを受ける権利を有する。」と規定されている。このように、障害者の権利条約においては、「自立」を可能とするために、リハビリテーションやその他のサービスが提供されなければならないとされているのである。

しかし、1970年代にアメリカにおいて、医学モデルで行われてきたリハビリテーションへの否定運動が自立生活 (IL:Independent Living) 運動によって行われ、リハビリテーションの見直しが求められた。IL運動の主張により、「自立とはすべてを自分でできるようになることではなく、介助者等を活用することにより、自己選択・自己決定して生きていくことである」という意義が打ち出された。

2001年から国連において検討されてきた「障害者権利条約」が2006年12月に採択された。この障害者権利条約において「自立」がどのように記述されているかを確認したい。本条約は前文と本文50条から構成されており、その前文において「障害のある人にとって、その個人の自律 (autonomy) 及び自立 (independence) が重要であること

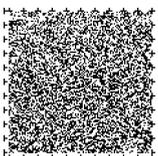
を認め」と規定され、第19条「自立した生活及び地域社会へのインクルージョン」において、「選択の自由、地域で生活をする平等な権利、支援サービスが利用できること」などが明記されている。

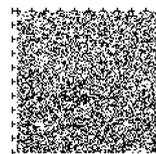
### (2) わが国の障害福祉関係法における「自立」

わが国における障害福祉関係法において、「自立」の用語が使われている条文を探してみると、以下の通りである。

- ① 児童福祉法：第6条の二(事業)に「児童自立生活援助事業」があり、日常生活上の援助及び生活指導並びに従業の支援を行うとされている。
- ② 身体障害者福祉法：第1条(法の目的)に「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため……」、さらに第2条に「自立への努力及び機会の確保」が規定されている。
- ③ 知的障害者福祉法：身体障害者福祉法と同様に、第1条(この法律の目的)に「知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため……」、さらに第2条に「自立への努力及び機会の確保」が規定されている。
- ④ 精神保健福祉法：第1条(この法律の目的)に「精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するため……」と規定されている。
- ⑤ 障害者自立支援法：第1条(目的)に障害者基本法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、その他の法律と相まって、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように……」と規定されている。

以上のように、国際的にもわが国においても「自立」は重要な概念として位置づけられているが、自立には、身体的自立、社会的自立、職業的自立、経済的自立、精神的自立などの下位概念がある。





## 4 リハビリテーション

障害のある人の自立を促進する方法としての「リハビリテーション」がわが国に本格的に導入されたのは、昭和30年代後半であろう。昭和39年に東京オリンピックが開催され、その直後にパラリンピックが開催された頃から、障害のある人にとってのリハビリテーションの重要性が認識されるようになり、わが国は、リハビリテーション先進諸国からリハビリテーションに関する様々な知識・技術を学び、リハビリテーションに関わる各種専門職の養成制度が開始され、発展してきた。

### (1) リハビリテーションとは

リハビリテーションの概念は国際的にも変遷を経てきたが、現在国際的に広く認められている定義は、1982年に国連が「障害者に関する世界行動計画」において出した定義「リハビリテーションとは身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定したプロセスである」であろう。

また、2006年に採択された「障害者権利条約」の第26条「リハビリテーション及びリハビリテーション」において、「障害のある人が最大限の自立、十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力、並びに生活のあらゆる側面への完全なインクルージョン及び参加を達成しかつ維持することを可能とするための効果的かつ適切な措置をとる」と規定され、総合的なリハビリテーションの必要性が強調されている。

リハビリテーションの分野として、医学的リハビリテーション、教育リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーション、リハビリテーション工学などの分野があるが、これらの専門分野の各種専門職が、障害当事者の立場に立ち、専門職間、分野間で連携をとり、障害のある人が地域で安心して豊かに生活できるように支援していく、地域リハビリテーションの確立が求められている。

### (2) 「障害者自立支援法」における リハビリテーション

平成18年度から施行された「障害者自立支援法」においては、リハビリテーションに関わる事業は、①自立支援給付における「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」、②地域生活支援事業の「相談支援事業」に挙げられている「社会生活力を高める支援」であろう。自立訓練の「機能訓練」は医学的リハビリテーション、「生活訓練」は社会リハビリテーション、「就労移行支援」は職業リハビリテーション、「社会生活力を高める支援」は社会リハビリテーションに該当する。

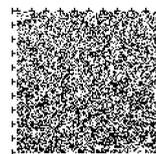
しかし、リハビリテーションは障害当事者とその家族の視点に立ち、生活している地域において総合的に提供されなければ、有効なリハビリテーションサービスにはならない。そのような観点から、障害者自立支援法においてリハビリテーションサービスは、ばらばらに分断化されてしまったのではないだろうか。

## 5 自立とリハビリテーションの課題

リハビリテーションは自立を支援する技術であり、そこには身体的自立、社会的自立、職業的自立、経済的自立、精神的自立などがある。地域社会の中で自立的、主体的に生きていく力である「社会生活力」を高めるための支援が、リハビリテーションとしての今後の最重要課題であると考えている。

### 参考文献

- 1 奥野英子他「自立を支援する社会生活力プログラム・マニュアル—知的障害・発達障害・高次脳機能障害等のある人のために」中央法規、2006
- 2 奥野英子編著「実践から学ぶ『社会生活力』支援—自立と社会参加のために」中央法規、2007
- 3 奥野英子「社会リハビリテーションの理論と実際」誠信書房、2007



# 国際生活機能分類(ICF)における「参加」という概念の重要性

— 障害をもつ人たちの社会的自立をどう支えるのか —

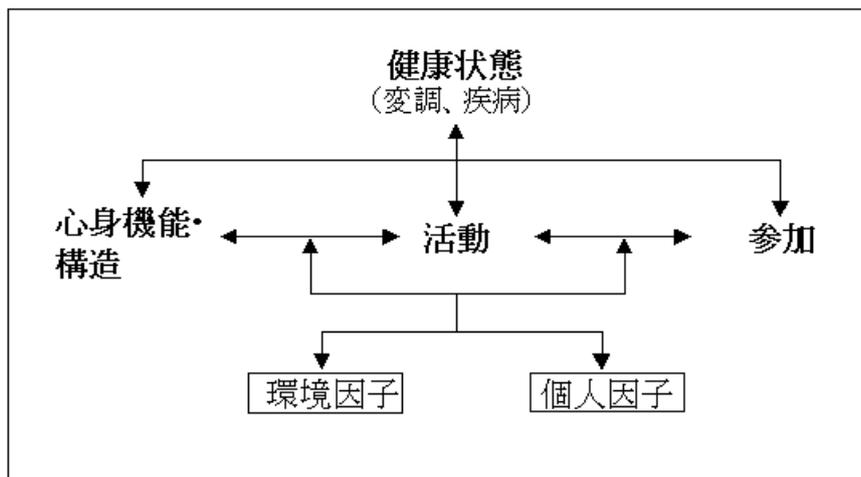
愛知淑徳大学医療福祉学部  
教授 谷口 明広

## 1. 国際生活機能分類にみる障害の概念

「国際生活機能分類(ICF)」は、下の図1で示したように、「障害」を3つのレベルでとらえているのは、旧分類(ICIDH)と同じではあるが、機能障害を「心身機能・構造」(Body Function and Structure)、能力障害を「活動」(Activity)、社会的不利を「参加」(Participation)という用語に置き換えることにより、障害をもつ人たちのみに対応しているのではないことを表現している。さらに、「障害」が発生したり変化したりするときに、「環境因子」(Environmental Factors)と「個人因子」(Personal Factors)が影響するとして、モデルの中に新しく組み込んだところも注目しなければならない。

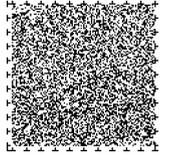
生活機能と障害は、健康状態と背景因子(すなわち環境因子と個人因子)との間の相互作用ないしは複雑な関係とみなされている。これらの要素の間には、ダイナミックな相互作用が存在するので、一つの要素のレベルに介入すれば、関係する他要素を同時に変える可能性がある。相互の関係は特異なものであり、一方が決まれば常に他方が予測できるという一対一の関係ではないことも注意しておかなければならない。図に示されている各次元は個人の生活機能と障害の状態を示しているものであり、「社会生活」という要素が概念内に取り込まれたことと、障害をもつ人たちのみではなく、全人類を対象としている点は、非常に画期的であると言える。

図1: ICFの次元間の相互作用に関する現在の理解(2001年モデル)



出典：障害者福祉研究会『ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—』, 17頁, 中央法規出版, 2002年.

障害をもつ人たちが「不自由さ」や「障害」を意識する時には、必ず何らかの行動を起こそうとする気持ちが存在すると考えられる。障害をもつ人たちは、寝ている時やテレビを見ている時には、「障害」を実感することはないと思われる。しかし、寝返りをうとうとした時や、テレビのチャンネルを換えようとする時に、不自由さを実感して「障害」を感じるのである。「国際生活機能分類」において、



「活動」を図の中心に位置づけた意味は、行動を起こそうとする時に「制限」(Limitation)を受けることが「障害」というものを基本的に理解していく上で、重要であることを主張したかったのではないかと考えられる。障害をもつ人たちを取り巻く家族や専門家等は、彼らに「障害」を感じさせないことが最良だと思い込んでいた者が多いと考えられるが、彼ら自身が「障害」を実感することにより、自分の問題と正面から向かい合うことができることを認識しなければならない。さまざまな因子から構成される「障害」は、避けるものではなく、各種の専門家や支援者の協力を得ながら、向かい合っていくことが原則であると考えている。

## 2. 「参加」という概念の重要性

この「活動」に対するモチベーションを高めていくものが「参加」という概念であると考えられる。何かの集会に参加してみたい、外の世界に行ってみいたいという気持ちが高まることにより、障壁となるものに立ち向かう気持ちが強くなり、自立への意欲も増してくるのである。私は、この「参加」を『社会参加』としなかったことに大きな意味があると考えている。要するに、社会的に意味のある参加しか認めないのではなく、個人にとって意味のあることを大切にしなければならないのである。個々人により興味や関心が異なっているのは、当たり前である。障害者自立支援法における地域自立支援事業として「社会的に意味のある参加にしか、移動支援を認めない」としている市町村が存在するが、どのような事柄に社会的な意味があり、どのようなものに意味を見出さないのだろうか。

個人的にカラオケボックスに行くことは、社会参加と認めることはできないが、障害者団体のカラオケ大会ならば、社会参加として認められるとコメントした支給決定担当の行政職員がいた。

「参加」の意味や価値は、あくまでも個人レベルのものであり、他者が決めてはならないものだ

考える。生命を護る身体介護とは異なり、付加的なものとして認識されがちな「参加」への支援は、必要不可欠という認識を作るまでに至っていない。

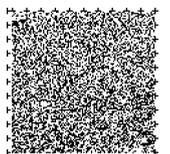
「参加」を実現化していくには、個々人が役割を獲得していくが必要になってくる。役割を獲得したり、与えられたりすると、個人は「役割遂行」という命題を受けることになる。役割を遂行しなければならないというエネルギーは、個々人がエンパワメントしていく原動力として最適である。しかしながら、病院や施設に入る時に、障害をもつ人たちの大半は、地域社会で保有していた役割を放棄する(剥奪される)ことになる。社会的役割のない人間は、肉体的にも精神的にも弱体化していくものである。この「役割」という概念が、社会的自立を進めていくキーワードと考えられる。

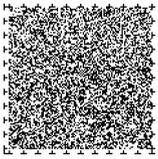
## 3. 社会的自立を支えていくために

社会的自立の基本定義は、「社会に存在する秩序や道徳を身につけ、自分を取り巻く人々や社会から、社会に貢献でき得る者として受け入れられるようになり、自らもそれが確認できるようになること<sup>1)</sup>」である。この社会的自立は、社会性が乏しいと言われる障害をもつ人たちが秩序や道徳などを身につけて行くことも重要視されなければならないが、「生き甲斐の自立」という意味合いが深く、社会の一歯車としての自覚が持てるようになることに重点が置かれなければならない。すなわち、役割の獲得を意味している。

我々は「この人たちは生きていてだけで、私たちに何かを教えてくれたり、感じさせてくれたりしている」という言葉を用いて、重度心身障害児者や重い知的障害をもつ人たちの社会的貢献を示そうとしている。しかしながら、この言葉を吟味すると、「教わっていたり、感じていたり」するの

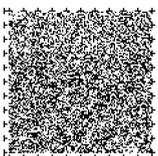
<sup>1)</sup> 谷口明広『「自立」の思想』、大塚達雄・阿部志郎・秋山智久 編『社会福祉実践の思想』、134頁、ミネルヴァ書房、1989年。





は障害をもつ人たち自身ではなく、周囲の者たちであり、最重要課題である「障害をもつ人たちの主体性」の片鱗も感じられない。福祉関係者は、知的障害が重度であり、自己決定能力がないと言われている障害をもつ人たちに対しても、主体性を重んじることを忘れずに、さまざまな方法を駆使して本人の主張や意見を引き出す努力を続けていかなければならない。

この社会的自立には、自分の人生を楽しむという「余暇活動の充実」が含まれなければならない。重い障害をもつ人たちが「身辺自立」を自分のものにして、公的ホームヘルパーや専門有料介護者を利用することにより、より多くの自由時間を生み出すことに成功しても、時間を掛けて達成したいことが何もなければ、暇をもてあましてしまうのである。余暇を楽しむことは、自分の趣味や娯楽を見つけ出し、時間が費やせるように調整していく必要がある。確かに、遊ぶことも学ばなければならない。障害をもつ人たちに対して「働かざる者、食うべからず」を越え、「働かざる者、遊ぶべからず」という考え方を強要し、幼い頃から「遊ぶこと」を“悪”としてきたのではないだろうか。余暇を楽しむという考え方よりも、暇があるなら機能訓練（リハビリテーション）に時間を費やすことが美德とされる環境で育ってきた障害をもつ人たちは、自分の時間（余暇）を有意義に使用していくことに慣れていない者が多い。近年になり、パラリンピックに代表されるように、スポーツを楽しむ者が増え、重度障害をもつ人たちにも楽しめる新種目の開発も進んできている。今までは、スポーツに縁遠かった重度障害をもつ人たちが、卓球バレーや電動車いすサッカーという種目の開発により、仲間とともに楽しく身体を動かせる時代が到来したといえる。以前とは異なり、パソコンを使用しやすくする周辺機器の発達や障害のある人たちに向けたソフト開発により、趣味の世界も広がりを見せてきている。このような物理的



要素に加えて、障害をもつ人たちのレクリエーションに関する一般市民の理解が深まるという精神的要素が充実してくることにより、社会的自立がより深いレベルで可能になっていくと考えられる。

しかしながら、現在の障害者自立支援法は、一般就労への支援が最重要課題として示され、重度障害をもつ人たちであっても、就労へ向かうことを目標としている。就労が目標としているところは、経済的自立であり、労働者としての役割を担うことになる。このような就労支援への変容は、現在の日本社会では「就労が困難と思われる重度障害者」に対して、多大なプレッシャーを感じさせるとともに、社会的自立が軽んじられていると思えてならない。

介護を受けながら生活を続けている人たちに対して、身辺介護を保障していくとともに、社会的自立を促進していくために、移動支援を充実させていくことや、社会参加を進めていくことを再検討する必要がある。高齢者でも同じことが言えるが、障害をもつ人たちも、ただ生命を維持していくのではなく、充実した満足のいく生活を実現しなければならない。そのためには、やはり余暇やレクリエーションを充実させていくことが必要だと考えている。

#### 参考文献

- ・谷口明広 著「障害をもつ人たちの自立生活とケアマネジメント」ミネルヴァ書房、2005
- ・住谷馨・田中博一・山辺朗子 編著「人間福祉の思想と実践」ミネルヴァ書房、2003
- ・奥野英子 著「社会リハビリテーションの理論と実際」誠信書房、2007

# 障害のある人たちの経済的 自立にむけた就労支援のあり方

大牟田恵愛園  
施設長 叶 義文

## 1、はじめに

「障害があっても自分らしく誇りを持って働き、そのことにより賃金を得、地域社会で当たり前暮らししていけることを実現していくこと。」

「障害者の就労」といっても、その働き方はさまざまである。企業に就職し、企業との雇用契約（最低賃金以上）の中で働いている人。また、福祉工場、就労継続支援事業A型、特例子会社等で、一定の支援の下、雇用契約をむすび働いている人。授産施設や作業所等で、一定の「工賃」をもらい働いている人。いろんな障害種別（身体・知的・精神）の方々が、いろんな形態の中で働いているのが現状である。このような状況の中、障害のある人たちへの経済的自立に向けた就労支援がどうあるべきかについて検討していきたい。

## 2、一般労働市場における障害者の就業状況

厚生労働省の2006年6月の障害者雇用状況報告によると、一般民間企業（規模56人以上）で働く障害者の実人数は、209,000人（ダブルカウントをはずす）であり、実雇用率は1.52%である。前年度に比べて雇用率は少し上がったとはいうものの、法定雇用率（企業等が障害者雇用をすべき法的に決められた率）を達成している企業は全体の43.4%にすぎない。現在の法定雇用率1.8%があまりにも低すぎるとの議論がある中、未だその1.8%にすら達したことがないのが現状である。

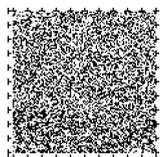
このような状況の中、2006年4月から、身体・知的障害者に加えて精神障害者も法定雇用率の算定対象となった。また、厚生労働省は、企業に

義務づけている障害者の法定雇用率未達成の企業に課される納付金（1人あたり5万円×12ヶ月）の支払い義務を、これまで免除されていた従業員300人以下の中小企業にも拡大するという議論を進めている。大企業に比べ雇用率が低い中小企業の障害者雇用を促すねらいである。障害者の就職と生活を支援する「障害者就業・生活支援センター」を2011年度までの5年間で、現在の約3倍の全国400カ所に増やす方針を出し、さらに、障害者自立支援法のもとで、障害者の一般就労を目指す「就労移行支援事業」も各地で始まってきているところである。

このように、まだまだ多くの課題はあるものの、障害のある人たちの一般就労に向けた取り組みが、各地域で徐々に起こってきている。これらの取り組みにより、障害のある人たちの一般就労が進み、雇用契約の下で賃金保障がなされ、継続的な働く場が確保されていけるよう取り組んでいくことが必要である。

## 3、社会就労センター（授産施設等）の現状と課題

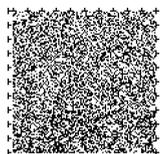
一般就労を希望する人が、就職していくために新たな施策を作り、関係機関のネットワークを構築し、関係者がスキルを高めていくことが重要であることは言うまでもない。しかし一方では、その労働現場で働くことができない障害者が、多く存在することも忘れてはならない。働くことを希望しながら、一般就労や福祉工場、就労継続支援事業A型



等に行くことができない障害者が、全国に3000ヶ所を超え、10万人を超える人たちが働いている「授産施設」や全国に約6000ヶ所あるといわれている「作業所」等で働いているのである。そこでは、障害ゆえに自分は働けないとあきらめていた人たちが、仕事や仲間と出会い、自分の生きる場を見つけ、誇りを持って働かされているケースは数えきれないくらいあるだろう。これらは真に授産施設・作業所等が担ってきた重要な役割である。

しかし、一方で課題もかかえている。現在の授産施設や作業所では仕事を確保していくことが難しく、内職や孫請け等の仕事をしているところが多い。仕事の確保のため、付加価値が低い仕事とわかっていながら、やむなく飛びついてしまうのである。そのような中、あまり利益がでない仕事をやめ、新たな仕事に取り組む施設もでてきている。しかし、それらを事業として成功させていくためには、一般の企業と競争できるだけの専門性が必要であり、それが不十分な場合、十分な売上・利益を出すことができない。その結果、非常に安い工賃（全国平均で月15000円程度）の中で、障害のある人たちが働いているのが現状である。真に授産施設が「就労支援の場」として、問われている課題である。

このような状況の中、国もそこで働く人たちの賃金保障を実現していくために、やっと動き始めた。それが、今年度から各都道府県で取り組まれることになる「工賃倍増計画」であり、それに先立ってモデル事業として昨年度から取り組まれている「工賃水準ステップアップ事業」である。それは、全国社会就労センター協議会でも目指してきたことであるが、年金と工賃を合わせて地域で暮らしていける「工賃」を支給すること。つまり、障害者年金（1級約82,000円、2級約66,000円）に、最低賃金の1/3以上を支給して、合わせて地域社会で暮らしていける状況を作り出していきたいという願いである。



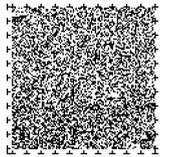
#### 4、工賃水準ステップアップの取り組みより

「工賃水準ステップアップ事業」とは、授産施設等で働く人たちの工賃を引き上げていくための取り組みであり、その成果をまとめ、公表するモデル事業である。そのことの実現に向け、施設に経営コンサルタント等が入り、施設と共に事業振興に取り組む。また、中小企業診断士などの専門家、福祉関係者、企業、行政等の参加を得た『地域ネットワーク会議』を設置し、施設だけでなく地域と共に取り組んでいくことがこの事業の条件でもある。昨年度は、全国から6つの授産施設（今年度は8施設）が選ばれ、パン、お菓子、弁当、レストラン、企業内授産、ウエス事業、駐輪場の管理等々、工賃を倍増（施設によっては5倍）させるという目標も持ち、それぞれの授産事業の経営改善に取り組んだ。

私の施設（大牟田恵愛園）でも、この事業に取り組むこととなり、23,000円から平均50,000円の工賃支給を目指し、24名の地域ネットワーク会議のもと、弁当やレストラン事業の充実に向けて取り組んできたところである。施設の事業振興のために経営コンサルタントが入るのは、初めてのことであり、専門的な助言・アドバイスや提案は施設にとっては非常に画期的であった。

今年度は、いよいよ各都道府県での「工賃倍増計画事業」が始まる。これは、一施設ではなく、各都道府県の授産施設全体の平均工賃を倍増させるということだからハードルが高い。「工賃水準ステップアップ事業推進特別委員会」では、昨年度からの経験を生かし、いくつかのキーワードを取りまとめたところである。ここにそのいくつかを紹介したい。

- ①事業振興のためには、法人・施設の実行責任者の確固たる意志と熱意が基本、さらに施設長・職員・利用者（家族）との共通理解が成功のための鍵となる。施設側の“やる気”がなければ、コンサルタントを入れても工賃アップの効果は上がらない。
- ②具体的な数値目標（いくらの上で、いくらの上



賃を目指すのか)を明確化した上で、改善計画を綿密に決定し実行する。あいまいな目標・計画では効果は上がらない。

- ③都道府県の工賃倍増計画事業では、すべてに対して取り組もうとするのではなく、対象施設や作業科目を絞り、成功事例を形成し、そのプロセスを公開する手法が効果的。
- ④「コンサルタントに任せていれば工賃はアップする」という意識から脱却すること。コンサルタントの提案を、施設の主体的判断で取捨選択し、実行していくのが基本。「誰かがしてくれる」ではなく、「施設の主体性」こそが、成功のための鍵。
- ⑤必要な専門家、福祉関係者、企業、行政などの参加を得た「地域ネットワーク会議」を設置し、地域調整や評価、バックアップ体制の確保などを行うことは効果的。

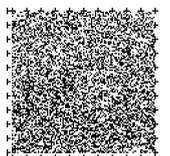
このように、工賃を上げていくためには、施設の意識改革、明確な数値目標、専門的知識の習得、有効な改善計画の作成、その計画を実行する力等が求められている。しかし一方、今回、工賃水準ステップアップ事業に取り組んで率直に思うのは、これらを実現していくことは、決して容易なことではないということである。それは、限られた職員が、事業振興に向けて新たに発生する仕事をこなしていくために、多大な労力と時間を費やすことになるからである。ましてや、様々な施設の状況(力量・マンパワー・地域性等)がある中で、各都道府県の授産施設全体の平均工賃を倍増させるとなるとなおさらである。個々の施設の力量やがんばりだけに期待するのは、かなり無理があるのだと思う。重要なことは、国・都道府県・市町村が担う役割(良質な仕事が確保できるシステム作り等)と施設が担う役割とを再度見直し、明確化して、障害のある人の就労支援・賃金保障を実現していくためにどうしていけばいいのか。それぞれが本気になって、協働で取り組んでいくことが必要なのではないだろうか。

## 5、今後の障害者就労支援の方向性

最後に、障害のある人たちへの経済的自立に向けた就労支援が今後どうあるべきであるかについて考えたい。2005年5月、全国社会就労センター協議会の海外研修でフランス視察に行く機会が与えられた。フランスでも、日本でいう福祉工場や授産施設のようなところがあり、授産施設(就労援助ワークショップという)で支払われている賃金は、日本と同じように6,800円~30,000円弱である。しかし、日本と決定的に違うのは、そこで働く障害者に対して、賃金補填がなされていて、年金や手当等合わせて、最低賃金(日本円で約137,000円)の90%の所得保障がなされている点である。さらに、EU諸国にみられる企業から授産施設等へ仕事が入る仕組み(税制優遇や日本でいう納付金の減額システム)やアメリカのNISHに見られる官公需の仕事が優先的に授産施設等に発注されるシステム等、障害者の就労支援を個々の施設の課題にしてしまうのではなく、国を挙げて協働の取り組みがなされているのである。

一般就労を目指す人たちへの就職に向けた支援をどうしていくかということは、もちろん重要なテーマである。しかし、決して「一般就労至上主義」であってはならない。むしろ、働くことを希望しながら、一般就労がむずかしい障害者の働く権利をどう位置づけ、保障していくのか。賃金補填や企業・官・公から授産施設等に良質な仕事が入る仕組みをいかに確立していくかが求められているのである。

我々が目指すことは、一般就労でも、福祉工場でも、授産施設でも、そこで働く障害者が、「働く人」として認められ、誇りを持って働ける状況を作り出していくことである。さらに、その働きによって、その人がその人らしく地域社会で暮していけるための賃金が保障されることである。私たちは、今こそ、「就労支援」の本質をしっかりと議論し、目指すべき方向性を確立していくことができると願っている。



## 最新福祉用具紹介

### — 福祉用具研究開発助成事業で実用化されたもの —

財団法人テクノエイド協会

重度障害者用 環境制御装置

商品名「みてら」

三菱電機コントロールソフトウェア株式会社

#### 開発の動機

四肢麻痺と視覚の重複障害者にとって現状の環境制御装置を利用するに当たり、次のような問題点があります。

- ・操作メニューを確認できない。
- ・操作メニューを頭で覚えることに限界があり、チャンネル数を増やせない。

これらの問題点を解決することによって環境制御装置を視覚障害も伴う重度障害者へも適用可能にし、これまで福祉機器側の制約により利用が困難だった方へも拡大できるように進めてまいります。

障害者自身が“当たり前”のことを“当たり前”にでき、介助者はより質の高い介助に専念できる。私たちはハートフルな社会を目指します。

#### 開発製品の概要

##### 圧倒的なチャンネル数による環境制御機能

- ・自分でできることが多いほど、障害者ご本人のプライベートな時間を増やすことができます。「みてら」を使った障害をもつ方の感想で一番感動したのは、「これで、私にもプライバシーをもつことができた！」と言われた時です。このことは、いかに「みてら」が障害者にプライバシーという人間の尊厳を守るものを物語るものです。

- ・特に「みてら」はエアコンや電動ベッドへの対応が豊富であり、さらに最近のデジタル家電への対応もできますので、従来品に比べて圧倒的な環境制御機能を提供します。チャンネル数は1000以上にもなります。(参考：従来のチャンネル数は多くても60～80程度)

##### 簡単なリモコン設定

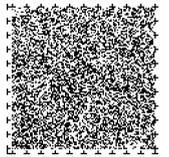
- ・「みてら」には既に4万種類のリモコン信号が登録されています。今お使いの家電製品を買い換えた場合にも、簡単なリモコン信号の変更ですぐにお使いいただけます。さらに、登録されていないリモコン信号についても、簡単に学習できます。

##### 柔軟な調整機能

- ・「みてら」には利用される方の利用環境に応じて柔軟な調整機能が準備されています。例えば、メニューの並び替えやメニューの書き換えなどが自由にできますので、自分に一番使いやすいメニューになります。
- ・一連の家電製品を一回のスイッチ操作だけでできるようにするマクロ機能もありますので、面倒な操作も一発！
- ・調整したデータはバックアップとしてUSBメモリ等の外部に保管しておくことができますので安心です。これはほんの一例です。まだまだ使いやすいするための調整機能でいっぱいです。

##### 豊富な操作スイッチ

- ・タッチパネルからの操作のほか、ご本人の残存機能に応じて豊富な入力スイッチに対応しています。(四肢麻痺と視覚の重複障害者向けにはオ

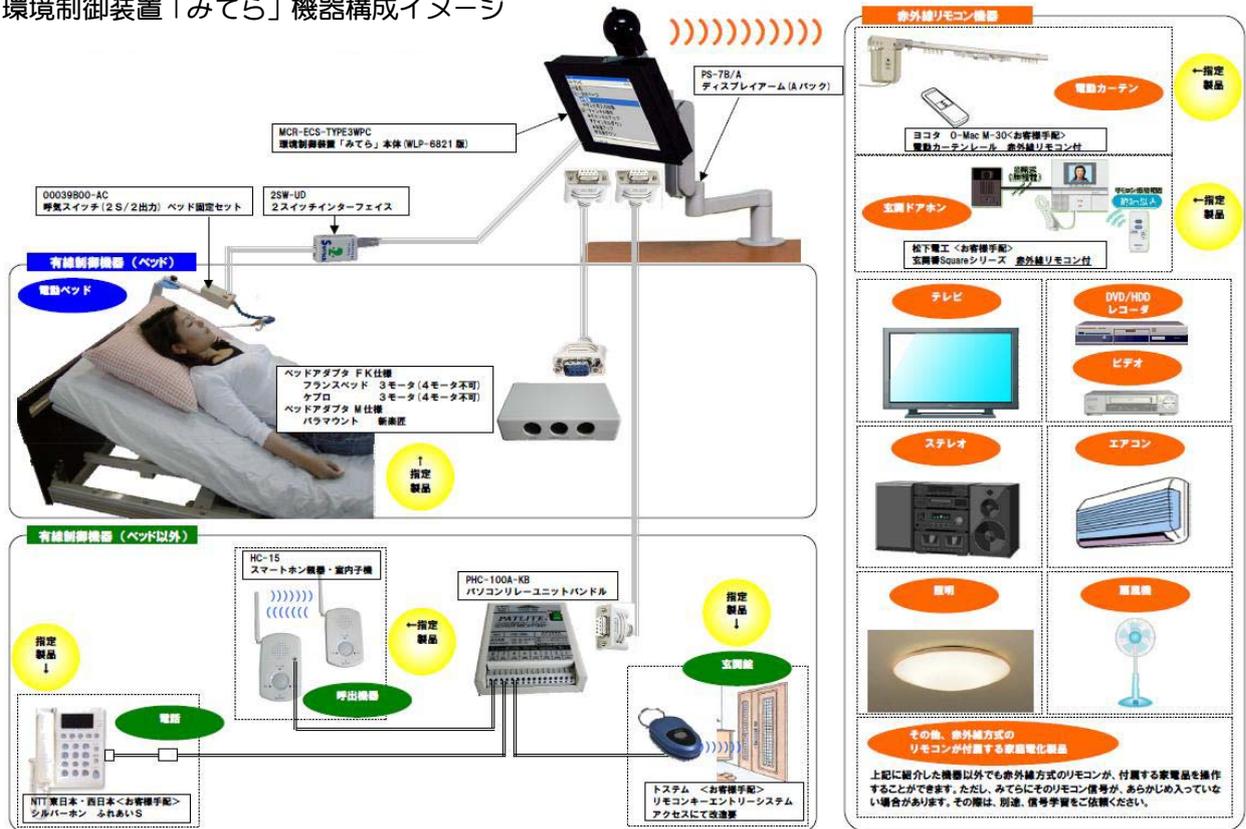


プションで音声スイッチも準備されています。)・さらに、身体機能に応じて2スイッチ入力方式とオートスキャンの1スイッチ入力方式を選べます。

### 介助の質の向上に貢献

・身の回りの生活用具の操作は障害者ご本人でできますので、介助者はより質の高い介助に専念できます。プライバシーを守りながら、質の高い介助に貢献できます。

### 環境制御装置「みでら」機器構成イメージ



### 動作環境・仕様について

- ・専用一体型「みでら」
- ・ファンレスの静粛性で防塵タイプコンピュータ
- ・OS: Windows XP
- ・「音声スイッチ」は四肢麻痺と視覚の重複障害者用のオプションです。
- ・「みでら」は専用機となりますのでユーザー様のご利用するアプリケーションを搭載することはできません。
- ・仕様は予告なく変更される場合があります。

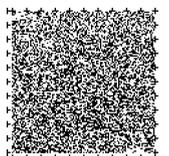
### 今後の課題

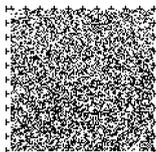
- ・環境制御装置を必要とする四肢麻痺の重度障

害者は全国に約10,000人と推定されますが、これらの方の的確に福祉機器の情報が伝わっていません。

また、意思伝達装置のように補装具としての給付対象品目にも認定されていないために、各自治体の障害者窓口の方々にも環境制御装置を十分認知いただいております。

そこで、今後は環境制御装置を補装具として給付対象品目に加えていけるように、障害者団体と協力しながら活動を展開していくことが重要な課題と考えています。





## 福祉用具研究開発助成事業募集要項について

当協会では、障害者・高齢者の方々の自立の促進と介護に当たる方々の介護負担の軽減を図るための福祉用具の実用化を目指して「福祉用具研究開発助成事業」を実施しています。平成20年度新規事業分として平成19年10月1日（福祉用具の日）～平成19年11月30日まで福祉用具研究開発助成事業の募集をしております。

### 募集内容

#### (1) 応募対象者 企業、研究機関等

ただし、応募は原則として一企業・研究機関等一課題とします。

#### (2) 募集の対象となる研究開発

用具の研究開発及び用具に関する調査研究を対象とし、概ね次のような内容のものとしします。

##### ①用具の研究開発 [在宅又は施設において、日常生活、社会参加等を支援する用具の実用化研究開発]

- ア. 新技術・新材料を利用した研究開発
- イ. 既存技術・既存材料を応用した研究開発
- ウ. 既存製品（外国製品を含む。）の改良研究開発
- エ. 単機能製品を組み合わせた新システム製品の研究開発
- オ. 生産工程を合理化するための技術開発

##### ②用具に関する調査研究 [実際上有用な用具の研究開発につながる調査研究]

本年度は、次のテーマを重点とします。

- ①排泄関連用具の研究開発
- ②座位保持装置の研究開発
- ③身体拘束ゼロに役立つ福祉用具の研究開発
- ④就労支援のための福祉用具の研究開発
- ⑤自助具の研究開発

#### (3) 研究開発助成対象期間（研究開発内容に応じて、適切な期間を設定してください。）

- ①用具の研究開発 : 原則として2年以内
- ②用具に関する調査研究 : 2年以内

#### (4) 研究開発助成金額（研究開発助成金額の上限、全期間（2か年）を通じて3千万以内）

- ①用具の研究開発 : 3千万円以内
- ②用具に関する調査研究 : 4百万円以内

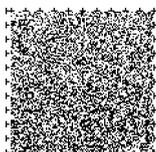
なお、助成額については、事業内容、事業規模等を考慮して決定します。

#### (5) 次に掲げるものは対象としない。

- ①事業の主たる目的である研究開発または調査研究を実質的に行わず外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費における再委託・再補助の率が50%以上）を占める事業
- ②調査研究等のための海外旅費及び学会出席旅費
- ③特許出願等にかかる経費

#### (6) その他

- ①研究開発プロジェクトメンバーは、福祉関係者（作業療法士、介護福祉士、福祉用具プランナー等の有資格者）を含む幅広い分野からの構成とすること。
- ②類似内容による他の助成団体への並行申請については調整することがあります。



#### 助成事業に関するお問い合わせ先

財団法人テクノエイド協会 開発部

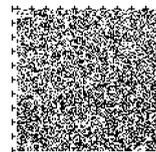
〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ4階

電話 03-3266-6881

FAX 03-3266-6885



## 自律性のある依存的自立は自立

リハビリテーションエンジニア  
CGデザイナー  
南 浩一

この題をいただいた時に、ずいぶん難しい事を考えておられる方がいらっしゃるのだなぁ…と正直思いました。僕は難しい事を考えるのが苦手なので、今まで過ごしてきたありのままを書かせていただくことにします。

僕は24歳の時の事故で、ケイソンになりました。以来首から下で動くのは腕と手首のみです。足は全く動かず、手の指も一本も動いてはくれません。僕にもやりたいことは沢山ありました。リハビリ専門の病院に入っているとしたのですが、残念ながら現在の医学ではどうにもならないようです。

でもだからと言って、したい事まで制限される必要は何もないのではないかと思います。限られた自由の中ではありますが、どうせ生きるなら我慢してじっと耐えるより、楽しくやりたい事をしていく努力をした方が、自分も周りにいてくれる人もほんの少しでも幸せな気持ちになれるのではないかと思います。

からだの自由は限られますが、できる事を駆使して人生を楽しみたい！というのが僕のモットーです。

### 1. 事故

僕が車椅子に乗るようになったのは、27年前に遡ります。エンジンハンググライダーの試験飛行中に墜落して首の骨を折りました。もともとハンググライダーが大好きで週末ともなれば天候にかかわらず必ず早朝から箱根に飛びに行っていました。

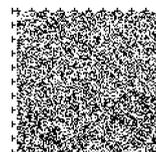
た。ハンググライダーは背中に羽が生えているのと同じで自分が鳥になったような感覚が味わえます。

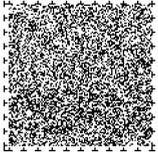
エンジン付きなら箱根まで行かなくても勤務先のそばの河原から大空へ飛び立てると考え、河原で1人試験飛行をしていたところ、急に失速し、約30メートルの上空から重い機体と共にまっ逆さまに墜落してしまいました。あまりに突然の出来事に、なす術もなく打ちのめされたような感じでした。

その後、脊髄専門の病院へ転院し、手術も成功したのですが、手や足はうごいてはくれませんでした。でもまだ『自分だけは違う。絶対にそのうちに動いてくれるようになるんだ。怪我ってそういうものだろ！』などと思っていました。そうこうしているうちに今度は身体が腐ってきました。どこも動かせないで、どうしても同じところを圧迫してしまい、褥瘡ができてしまったのです。

一難去ってまた一難…というか十難と言った感じでした。そうやって一年が経ち、リハビリが始まったのですが、精神状態は真っ暗、挙句に身体の一部は腐っていて手も足も動かず、こんな事なら助からずに死んだほうがよっぽど良かったと、当時は思いました。

そのころ病院では、やはり事故や病気で突然車椅子になった人がほとんどで、今までの生活との違いがあまりにもひどいため、自殺する人もいました。僕の知っているだけで、4人はいたと思います。怪





我をしてから1年半くらい経った頃、お医者さんに『あなたのリハビリテーションはもうゴールですから、そろそろ退院の事を考えてください』と言われました。結局、僕は四肢麻痺のまま、車椅子での退院となりました。

でも、退院後は何もする気が起きず、死体のようにベッドに寝たままの生活が何ヶ月も続きました。僕の人生は24歳の時に終わり、抜け殻だけがベッドに寝ているような毎日でした。

## 2. 退院して

だけど、過去の思い出の中に浸り、愚痴ばかり言ってこのまま死んでいくのか…と思ったら、いたたまれなくなりました。かと言って自殺しても、その直後は多少は騒がれるかもしれないけれど、1ヶ月もするときと話題にも出てこなくなり、ほとんどの人の記憶からも忘れ去られる…。病院で自殺してしまった友達が身をもって教えてくれた事でした。死んだら何もなくなってしまう…。心から本当にそう思いました。だから、まず今のこの状態が始まりだと思おうとしました。僕の過去は過去で確かにあるけれど、文句を言ったからといって身体が元に戻るわけでもないし、これからはまた、別の人生がここから、この状態から始まるのだ、と思うようにしました。そうしたら、何だかふっと身体が少しだけ軽くなったような気がしました。そして、どんな事でもいいから何か一つ始めてみよう、と、徐々に思えるようになりました。

## 3. アーチェリーと出会って

その頃、病院にアーチェリー場がありまして、車椅子の人達が楽しそうにアーチェリーをやっていました。当時は自分にアーチェリーが出来るようになるとは夢にも思っていませんでした。何しろ指が1本も動かないのですから。

でも、怪我をする前、クレール射撃をやっていたので、車椅子の人達が的

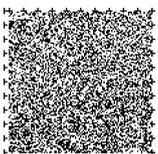
に向かって矢を射っているところを見るだけで、とてもおもしろく、よく見ていたものでした。退院して2年程経った頃、風の噂でこんな話を耳にしました。東京オリンピックのマラソンで金メダルを獲得したエチオピアのアベベ選手が、その後交通事故に遭い、やはり首の骨を折り僕と同じように車椅子となり、足ばかりか手も不自由なのに、補装具を使ってアーチェリーをやっていたというのです。そしていろいろ調べるうちに自分にも出来るのではないかと思い、アーチェリーを始めてみました。

当然、最初は矢を射っても5メートル程しか飛ばず、みんなに大笑いされながらも楽しくやっていました。ところが結構僕は凝り性な方で、“できない”となると悔しくて、練習に練習を重ね、装具を幾つもの作り直したりして、すっかりアーチェリーのとりこになっていました。重度の障害者となり、夢も希望もなく楽しい事など何もない、と思っていた第2の人生ですが、なんと夢中になれる楽しい事がみつかったのです。

## 4. パラリンピック入賞を目指して

結局、僕のアーチェリー歴は22年ですが、寝ても覚めてもアーチェリーと言った感じでした。この競技は障害者も健常者も同じラインに立ってできるスポーツで、身体障害者の大会の他、一般の大会にもハンディーなしで参加することが出来ます。

地区大会への出場を繰り返していくうちに、自分で言うのも何ですが、腕が上がりまして、ソウルパラリンピックに出場することが出来ました。パラリンピックと言うのは、世界中から選手が集まってきますし、会場もオリンピックと同じ場所とてにかくすごい規模なのです。怪我して以来の久々の大きな大会に舞い上がってしまいましたが、4位という成績でした。もうこうなると止まらなくなってしまいます。その後4年間必死に練習し、バルセロナパラリンピック大会では、世界記録を4つ樹立し金メダルを獲得することが出来ました。





アテネパラリンピック表彰式を終えて

## 5. 僕にとっての自立

その後、アトランタ、シドニー、アテネとパラリンピックにかけた毎日を送ってきました。僕の場合いろいろな補装具を使って射っているのですが、すこしでも良い点数を出すためには日々の練習に加えてさまざまな道具の改良がとても大切になってきています。その繰り返しの中で気づいたことなのですが、『身体の不自由な所は、工夫とアイデアで道具を駆使してカバーしていけば、どうか道は開けてくるもの』だと思います。

そんな僕を支えてくれている道具の一つに、電動パワーアシスト機能付きの車椅子があります。僕の出場するアーチェリーは会場がすべて芝生なので、試合会場を車椅子で移動するのはとても大変です。そこで思い付いたのが車椅子に簡単に取り付けられる電動パワーアシストでした。この装置のおかげで、『脊損』の人達がふうふう言って登るような坂道でも、『頸損』の僕が軽快に走り抜けていくという、まるでマジックのような、今までに経験したことのない快適な走りを実現することができました。よく、こういうものを付けると、人間が甘えてダメになるという考え方があるかと思うのですが、1日1kmの行動範囲の人が、この装置を取り付けたことによって10kmに行動範囲が拡大するとしたら、それは色々な可能性につな

がっていくのではないのでしょうか。

また、仕事で絵を描く時に使用しているパソコンも、僕にとってとても大切な道具です。たった一台のパソコンで何万色もの絵の具や筆を自由に操作することができ、この他にもさまざまな情報を得たり、世界中の人と気軽にやり取りができたたり、なかなか手に入らない部品を捜し出して購入したり…と、パソコンなしの生活は今では考えられません。もちろん、機械や道具ばかりではありません。妻や家族をはじめ、本当に多くの方々のお力添えのおかげで今の僕があるのは言うまでもありません。

よく『1人で出来ないから、人に迷惑をかけたくないからあきらめる』という言葉を目にします。僕はせっかく生きているのにもったいない！と思ってしまいます。本当にやりたいことが見つかった時、そのために最大限の努力をしていれば『どうしても出来ない部分』については周りにいてくれる人が自然と手を貸してくださるのではないかと思います。それでも出来ない時には、あきらめるなり、方向を修正するなりすればいいので、始める前から自ら無理と決め付けてフタをしてしまうのは、やはりもったいないのではないのでしょうか。

今、僕は来年の北京パラリンピックへの出場権獲得を目指して猛練習中です。また、今年11月に静岡県で開催されますユニバーサル技能五輪世界選手権のポスターデザイン部門にも出場が決定しておりまして、周りの人達に『懲りないねえ〜』と言われながらも、昼はアーチェリー、夜はパソコンによるポスター制作の特訓、仕事は練習の合間に、趣味はラジコン飛行機…と毎日目まぐるしい生活を、結構楽しくやっています。何と言っても人生は一度きりしかないので、

# 障害福祉計画の全国集計結果について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 高相 泰忠

## 1 障害者自立支援法と障害福祉計画

はじめに、障害福祉計画について、触れておきたいと思います。

障害保健福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきました。

しかしながら、居宅介護事業等について未実施の市町村がみられるほか、精神障害者の方々に対するサービスは支援費制度の対象となっていなかったこともあって、その立ち後れが指摘されていました。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められていました。さらに障害者の方々の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられました。

障害者自立支援法においては、こうした状況に対応して、障害者の方々が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対しサービスの量の見込みを定める障害福祉計画の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われました。（障害福祉計画の概要については、表1を参照）

市町村及び都道府県においては、障害福祉計画作成に当たっては、厚生労働大臣が定める基本指針（以下「基本指針」という。）に即し、各地域の実情に応じた計画が作成されることとなります。

その際は、

①利用者のニーズやサービスの過去の伸び等を把握・分析すること

②養護学校卒業生の進路動向や福祉施設からの就労移行の状況等から、将来の見通しを検討する

こと

③精神障害者の方々に関する新たなニーズを見極めること

④法定外の施設である、いわゆる小規模作業所についての今後の方向性を検討すること等を行い、数値目標の設定やサービス見込量の算出が行われることとなりますが、ここに挙げたものはほんの一例にすぎず、その他様々な要素を勘案しながら各自治体において作成されるものです。

また、今回の障害福祉計画作成においては、「連携」という言葉が一つのキーワードになると考えます。障害者自立支援法においては、障害者の方々の地域生活移行や一般就労の推進、またそのための支援が大きな課題となっています。従前も福祉、雇用、医療、教育等の各分野における連携は図られてはいましたが、この課題に対応するためにはより一層の連携が必要になります。よって、今回の障害福祉計画は、福祉、雇用、医療、教育等の行政及びその関係者や地域における障害当事者、サービス事業者、住民等が今まで以上に連携し、ネットワークを構築することによりできあがったものと言えます。

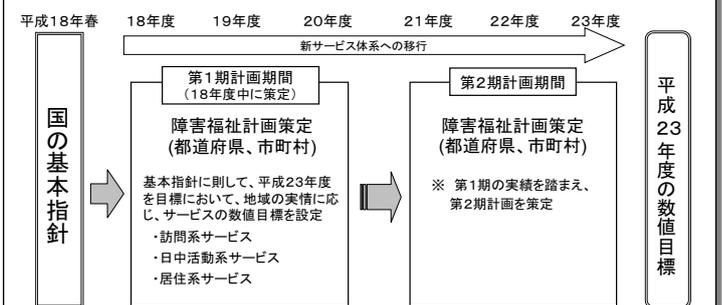
## 2 障害福祉計画に係る数値目標等の全国集計結果

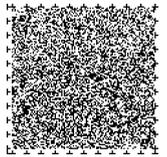
各都道府県及び市町村については、基本指針にお

障害福祉計画について

表1

- 国は、「基本指針」において、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、下記の事項について定めるものとする
  - ・障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
  - ・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
  - ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 市町村及び都道府県は、国の「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定するものとする





数値目標について

表2

| (ア) 福祉施設からの地域生活への移行 |            |   |
|---------------------|------------|---|
| 項目                  | 数値         | 考え方   |
| 現在の施設入所者            | 14.6万人     | 平成17年10月1日現在の全施設入所者   |
| 目標値                 | 地域生活移行者数   | 1.9万人<br>上記のうち、グループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数   |
|                     |            | 13.2%<br>地域生活移行者数を全入所者で除した値   |
| 目標値                 | 施設入所者の削減数  | ※ 1.1万人<br>平成23年度末段階での削減数   |
|                     |            | ※ 7.8%<br>削減数を全入所者で除した値   |
| (イ) 退院可能精神障害者の減少    |            |   |
| 項目                  | 数値         | 考え方   |
| 現在の退院可能精神障害者        | 4.9万人      | 現在の退院可能精神障害者数については、各都道府県において独自に実態調査を実施しているケースがあるため、調査時点や対象者が異なる場合や現在数を記載していない場合がある。 |
| 【目標値】 減少数           | ※ 3.7万人    | 上記のうち、平成23年度末までの減少数   |
| (ウ) 福祉施設から一般就労への移行  |            |   |
| 項目                  | 数値         | 考え方   |
| 現在の年間一般就労移行者数       | 0.2万人      | 平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数  |
| 目標値                 | 年間一般就労移行者数 | 0.9万人<br>平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数   |
|                     |            | 3.9倍<br>平成23年度目標値の平成17年度実績に対する割合  |

※数値目標を設定していない都道府県があり、当該都道府県分を含まない数値である。

いて、遅くとも平成18年度中に障害福祉計画を作成することになっています。そこで、各都道府県が作成した障害福祉計画について、基本指針において定める数値目標及びサービス見込量の設定状況を把握するために報告を求め、その概要をとりまとめたもの（なお、調査時点は、平成19年7月末時点。各数値は、千未満を四捨五入。）を平成19年9月18日に各自治体を集めて行われた障害保健福祉関係主管課長会議において公表したところです。

ここではその資料を掲載するとともに、若干の解説を加えることとします。

(1) 数値目標の集計結果について

数値目標の集計結果は、表2のとおりとなっており、なお、表中の(※)の数値については、数値目標を設定していない都道府県があり、当該都道府県を含まない数値となっています。

基本指針においては、「障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずはこれらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。」とされています。ここでいう次に掲げる事項が、表2の3つの数値目標である(ア)福祉施設からの地域生活への移行、(イ)退院可能精神障害者の減少、(ウ)福祉施設から一般就労への移行、となっています。

まず、(ア)について、基本指針においては、「現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%

以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。」としています。今回の集計結果においては、現在の施設入所者（平成17年10月1日現在）のうち1.9万人（13.2%）が地域生活へ移行し、1.1万人（7.8%）が削減されることが見込まれています。

次に、(イ)について、基本指針においては、「平成24年度までに退院可能精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。」としています。今回の集計結果においては、平成23年度末までの減少目標値は、3.7万人と見込まれています。

サービス見込量について

表3

○ 新体系 サービス見込量

1 訪問系サービス

| 種 類                                  | 平成18年度   | 平成19年度   | 平成20年度   | 平成23年度   |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護<br>重度障害者等包括支援 | 340.1万時間 | 376.1万時間 | 412.2万時間 | 521.8万時間 |

2 日中活動系サービス

| 種 類        | 平成18年度   | 平成19年度    | 平成20年度    | 平成23年度    |
|------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 生活介護       | 45.2万人日分 | 132.1万人日分 | 201.7万人日分 | 393.7万人日分 |
| 自立訓練（機能訓練） | 2.3万人日分  | 5.9万人日分   | 8.6万人日分   | 14.6万人日分  |
| 自立訓練（生活訓練） | 6.4万人日分  | 20.0万人日分  | 31.2万人日分  | 58.9万人日分  |
| 就労移行支援     | 8.9万人日分  | 29.2万人日分  | 41.5万人日分  | 72.0万人日分  |
| 就労継続支援（A型） | 3.1万人日分  | 9.2万人日分   | 15.6万人日分  | 42.8万人日分  |
| 就労継続支援（B型） | 21.6万人日分 | 73.9万人日分  | 122.1万人日分 | 234.2万人日分 |
| 療養介護       | 0.3万人日分  | 0.4万人日分   | 0.4万人日分   | 1.0万人日分   |
| 児童デイサービス   | 23.3万人日分 | 26.2万人日分  | 28.3万人日分  | 33.9万人日分  |
| 短期入所       | 21.1万人日分 | 24.4万人日分  | 26.8万人日分  | 34.5万人日分  |

3 居住系サービス

| 種 類              | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度  |
|------------------|--------|--------|--------|---------|
| 共同生活援助<br>共同生活介護 | 3.8万人分 | 4.5万人分 | 5.3万人分 | 8.0万人分  |
| 施設入所支援           | 0.8万人分 | 3.6万人分 | 6.0万人分 | 13.5万人分 |

4 相談支援

| 種 類  | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 相談支援 | 1.6万人分 | 2.8万人分 | 3.4万人分 | 4.8万人分 |

○ 旧体系サービス見込量

1 日中活動系サービス

| 種 類      | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    | 平成23年度  |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 旧通所系サービス | 318.1万人日分 | 257.3万人日分 | 201.0万人日分 | 5.7万人日分 |
| 旧入所系サービス | 247.2万人日分 | 185.5万人日分 | 132.7万人日分 | 3.5万人日分 |

2 居住系サービス

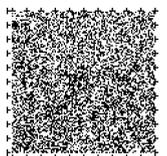
| 種 類      | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度 | 平成23年度 |
|----------|---------|---------|--------|--------|
| 旧入所系サービス | 14.2万人分 | 11.3万人分 | 8.8万人分 | 0.3万人分 |

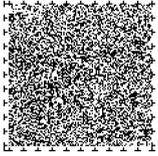
（注1）ここでいう「時間」とは、平均的な月間のサービス提供時間をいう。  
（注2）ここでいう「人日分」とは、「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」をいう。

また、(ウ)について、基本指針においては、「現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。」としています。今回の集計結果においては、現時点の一般就労実績（平成17年度）である0.2万人が平成23年度において0.9万人（平成17年度実績比3.9倍）と見込まれています。

(2) サービス見込量の集計結果について

障害者自立支援法においては、障害福祉計画において定める事項の中に、各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを規





定しており、また、基本指針においては、平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるとしてあります。これの集計結果が表3となっています。

なお、障害福祉計画においては、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、すなわち新体系サービスを定めることとなっていますが、平成23年度までの経過措置がある施設もあるため、旧体系サービスが当該年度まで存在します。よって、サービスの全体を把握するという趣旨で、旧体系サービス部分も今回の集計の対象としています。

### 3 終わりに

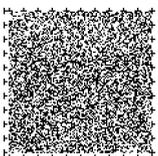
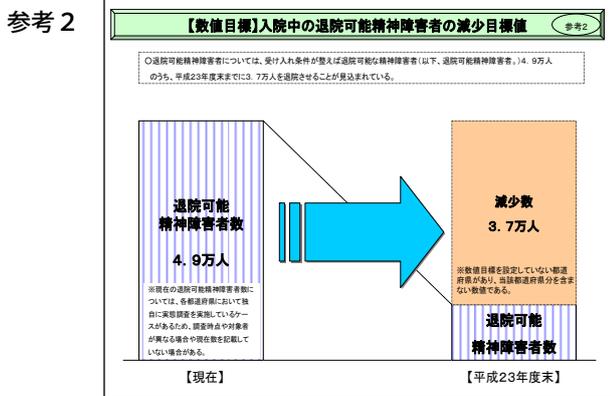
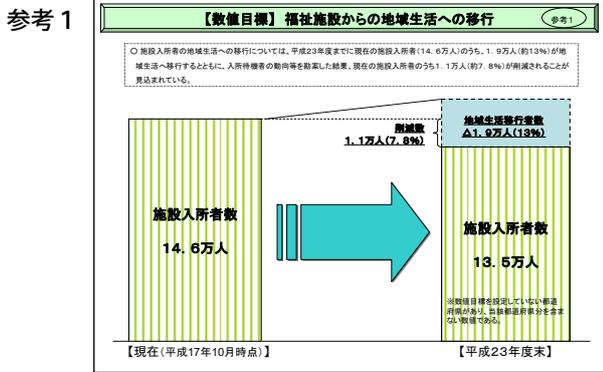
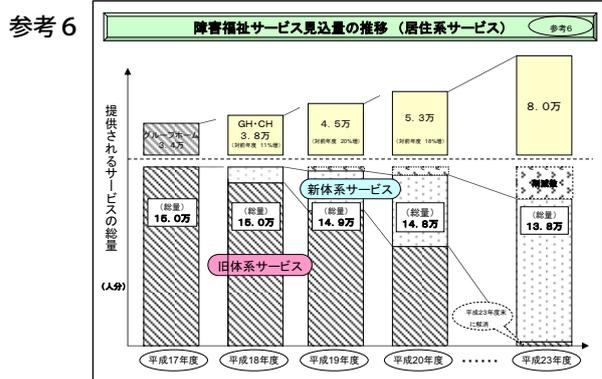
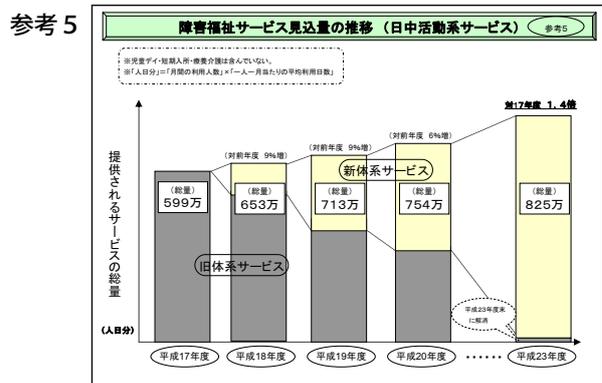
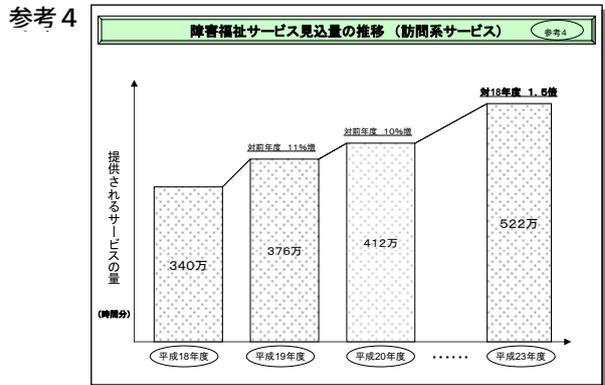
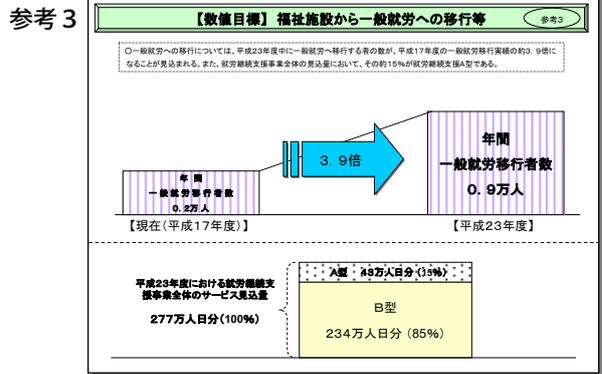
今回、集計結果を公表しましたが、その集計結果もさることながら、障害福祉の分野で初めて施設入所者を減らすことや就労移行者を大幅に拡大する方向に全自治体が向かう体制が作られたことにも注目していただきたいと考えています。

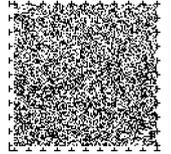
現在、各自治体においては、作成された障害福祉計画の着実な推進のための取組みが行われているところです。国としても、各自治体において作成された障害福祉計画が着実に達成されるよう、出来

る限りの支援を行っていきたいと考えています。

最後に、障害者自立支援法の事務等で多忙な日々を過ごされている各自治体の方々に、今回の集計に当たって多大なご協力をいただいたことについて、この場を借りて感謝申し上げます。

※なお、数値目標及びサービス見込量については、参考1～6も参照ください。





## 地域でともに生きる・働く・遊ぶ

—「やまぼうし」と「由木かたくりの会」の活動

### 1. 「れんげ」を訪ねる

東京の西郊、JR豊田駅の南口にほど近く、ちょっとおしゃれなビルがある。「ラポスタ」と名付けられたそのビルは、1階が郵便局と自然食品の店という面白い取り合わせで、2階に上がると「カフェ畑 れんげ」という名の風変わりなレストランがある。店内は木の板張りのフロアリング、テーブルも椅子も手作りの木製、自然な雰囲気漂っている。メニューも身体によさそうな食材を使ったヘルシーなものが並んでいる。ランチだけの営業だが地域の常連客も増えてきたようだ。



「れんげ」店内風景

「れんげ」のスタッフはどういう人たちだろうか。実は「れんげ」は障害者の就労移行支援事業の場でもある。12名の障害者と市民スタッフとが力を合わせて働いている。レストランで一般客へのサービスをするだけではない。「お弁当班」が作った昼食を「配食班」が別の施設に届けたり、夕食と次の日の朝食を用意してケアホームに届けるのも大切な仕事である。そのため一般向けは今のところ昼食だけの営業となっている。

ところで、2階にあるのは「れんげ」ばかりではない。ヘルパーステーション「みずぐるま」が奥の事務室を拠点に活動し、さらにこれらの諸活

動を束ねるNPO法人やまぼうしの本部もここにあるのだ。そしてその上の3階には重度身体障害者のグループホーム「げん」があって、4人が個室に暮らし、1室は短期入所「あかとんぼ」の部屋になっている。「ラポスタ」は、郵便局と民間企業とNPOが一体となった仕事と生活の場であり、これは「やまぼうし」という活動体のあり方そのものを象徴していると言ってもよい。

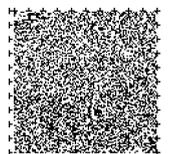
### 2. 「やまぼうし」活動の全体像

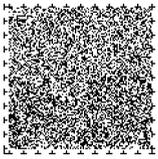
「やまぼうし」は地域に根を張って実に多彩な活動を展開している。それらを整理してみると第1は、「ラポスタ」を拠点として展開されるヘルパー派遣や、3階の重度身体障害者グループホーム事業などの「総合生活援助事業」である。第2に「通所事業」としてまずは先に見た「れんげ」での就労移行支援があげられる。次に通所授産施



「やまぼうし」の出发点「おちかわ屋」

設として日野市百草の川崎街道沿いに店を構える多品種の自然食品店「おちかわ屋」がある。「おちかわ屋」の前身は1983年に「障害があっても社会で働きたい」という強い思いで始められた車椅子での行商





に始まり、85年に念願の店舗を持った。いわば「やまぼうし」の原点とも言える年季の入った活動である。現在はこれらに加えて「里山耕房くらさわ」があり、市内の各所の農園で畑作りをしたり、編み物や布の裂き折りや小物づくりの工芸活動を行っている。

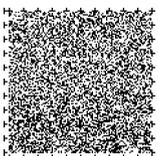
3番目は「ケアホーム事業」である。日野市とその隣りの八王子市内に「みお」、日野市内に「わんど」、「もぐさ」、「ののか」、「つぐみ」と命名した5カ所の男性寮、女性寮、男女混合寮を持ち、30人ほどの障害者が楽しく暮らしている。それらの建物は民間アパートだったり元診療所だったり、いずれも市民の有志が格安に貸与してくれたものである。さらにユニークなのが4番目の地域の「環境保全事業」であろう。生ゴミの堆肥化に取り組み、国産大豆生産、市内の倉沢の里山保全事業にも力を入れている。そのいずれにおいても障害者と市民が交わり、協力し合って事業が進められている。

「里山耕房くらさわ」



ケアホーム「つぐみ」

今年からはさらに新しい活動領域が加わった。社会福祉法人「由木かたくりの会」との事業連携である。「由木かたくりの会」は、日野市に隣接する多摩ニュータウンに残された里山や牧場を舞台に障害者の生活支援と就労支援の場づくりを進めている法人である。地元酪農家や企業とも連携しながら、



生活介護事業や就労継続支援事業（有機野菜の栽培・畜産・パン、クッキーの製造、食材加工）をベースに地産・地消のアグリビジネスの本格的な地域展開をめざしている。すでに、「ベーカリーレストラン・花畑かたくり」を開店している。天然酵母のパンも道の駅で大好評を得ている。

### 3. やまぼうしと伊藤勲氏

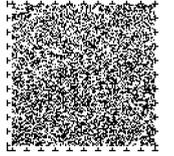
こうした多彩な活動をネットワークしてきたキーマンは「やまぼうし」理事長と「由木かたくりの会」の総施設長を務める伊藤勲氏である。終戦の年に生まれてすでに還暦を過ぎてい



伊藤勲氏

るとは思えない若々しい風貌、眼鏡の奥にやさしく光る目を輝かせて、「やまぼうし」を語り始めたら倦むことがない。次から次へとアイデアがあふれ出てくる。もともとは都庁の職員だが、1970年に福祉職として就職したとは言え、実は酪農に興味があり、福祉園で牛を飼っているのに惹かれていったという。しかし、福祉現場で人間扱いされていない障害者の群れを目の当たりにし、障害者の生活の質を向上させる活動にまい進された。福祉プロパーの職員とはひと味違う発想の広さで、役人の枠を越えた地域福祉活動を約30年間のNPO活動を通じてデザインして来られたのである。2003年に晴れて？都庁を退職、NPO法人やまぼうしの理事長としての活動に打ち込むこととなった。

伊藤氏は「やまぼうし」の事業展開の特徴を次の3点にまとめている。まず第1は「個々の市民のニーズ・発想を大切に」という原則である。「私はこんな暮らしと仕事がしたい！」という願いを出発点に事業を組み立てていく「当事者主体のマネジメント」が貫かれてきた。第2は「自然の生態系に根ざしたネットワーク」を目指し、日野市を貫く浅川流域をフィールドにまちづくりに参加してきたこと。人間も生態系の一員だ、という認識が障害者を含めて命の尊厳を認め合うことの土台になる。そして第3に補助金依存型事業でなく市



民協働型事業への転換を目指してきたこと。障害者・高齢者をまちづくりの主演ととらえ、予算などなくてもできることを探してどんどん事業を進めていく。「やまぼうし」の言わば地域ゲリラ的な事業展開はこの発想から出てきているのである。

#### 4. 障害者の自立と生活の楽しさ

「やまぼうし」の活動は障害者が人間的に生きて社会に役立つ働きを得ることを目指しているが、同時にそれは豊かな「遊び」の体験を孕んでいると筆者は感じている。「やまぼうし」のレクリエーション活動を広報紙「やまぼうし通信」の中から探してみると、「ケアホーム合同レクリエーション」というのが目に留まる。ケアホームに暮らす利用者が連れ立ってバスを仕立てて東京湾に浮かぶ「海ほたる」を訪ねたり、諏訪湖まで足を伸ばしたり。この夏の「サマーレクリエーション」としては、江ノ島の水族館見学や秋川でのニジマス釣りが行われている。サポートスタッフも共々、いかに楽しそうなレポートが掲載されている。



やまぼうしの収穫祭

これを読んで感じるのは、レクリエーションの楽しさを支えている大本には、毎日の暮らしと仕事の楽しさがあるということだ。日常生活が味気ない、辛いものであったら、レクリエーションはそこから逃げ出すための消費的な快樂の追求に傾いてしまうだろう。仲



どろん子大運動会

間と愉快地に汗を流して働いていることがオフタイムのプログラムを解放感と連帯感に満ちた充実したものにしてくれる。

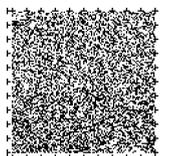
「やまぼうし」は次世代を担う子どもたちとの交流プロジェクトというものを進めている。「家庭用生ごみ堆肥化プロジェクト」や「国産大豆生産プロジェクト」等を軸に、地域の若い母親や子どもたちと障害者の日常的な交流を積み上げてきている。そうしたことが、市民交流センターでの定期的な野菜市の開催や、「秋のごみゼロ収穫祭」を地元自治会と子ども会・農協、どろんこの国（冒険遊びの会）、まちの生ゴミ生かし隊等の人々と共催するという形で実を結んできている。収穫祭では、地域の高齢者や子どもたちと一緒に、自分たちが栽培した小麦粉を使った手打ちうどんや、秋刀魚の炭焼きが人気だ。

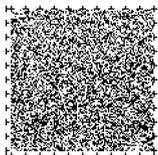
由木かたくりの会でも、近隣の大学生たちが中心の「子どもの居場所づくりプロジェクト」をサポートして「どろん子大運動会」が実施された。泥田を転げ回って文字通り泥人形のようになってはしゃぎまくる競技でいかにも楽しそう。また、「多摩ニュータウンで本格的な有機農業を学んでみませんか!」と呼びかける「かたくり協働農学塾」が地域の有休農地を活用して開始されている。すでに40アールの畑を耕作し、地元酪農家の酪農ヘルパーの養成も目指している。親子での参加も可能だ。

地域の人々との楽しい交流が広がり、それがまた「やまぼうし」や「かたくりの会」を支えるパワーとなって返ってくることが期待できる。筆者

の勤務する実践女子短大でも「やまぼうし」と学生たちとの楽しいスポーツ交流を企画しているところである。

( 藺田 碩哉 )





## 第7回 全国障害者スポーツ大会取材記

「きっと出会える！夢と感動」のスローガンのもと、10月13日～15日、全国障害者スポーツ大会が秋田で開催されました。この日秋田では県最高峰の鳥海山で初冠雪が観測され、いよいよ秋が近づいた感じでしたが、天候は良く、まさに秋晴れのもとの『秋田わか杉大会』開幕となりました。開会式では皇太子殿下ご臨席のもと、元気良く各都道府県の選手団が入場し、秋田県出身のアテネパラリンピック、男子マラソン（視覚障害1）の金メダリスト・高橋勇市さん（伴走者は世界選手権金メダリストの浅利純子さん）の炬火点火で幕を開け、力強い選手宣誓の後、地元の方々が勇ましい伝統演技・竿燈を披露、さらに素晴らしい特別支援学校の皆さんの式典演技で選手団と我々を歓迎してくれました。



### ◆陸上競技

正にスポーツの原点であるTRACK & FIELD。開会式の熱も冷めないうちに各競技が一齐にスタートしました。短距離走ではゴール近くになると観客席からの熱い声援に応え、各選手が奮闘していました。ハンドボール投げでは、大会新記録を出した選手もいて競技場を大いに盛り上げました。



### ◆フライングディスク

様々な障害をもった方が参加するフライングディスク。アキュラシーでは狙いを定める選手の目が真剣そのものでした。また、ディスタンスではカー杯投げる姿が印象的でした。最後の表彰式では、みんなでの万歳三唱が秋晴れの空に響きました。



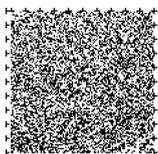
### ◆車椅子バスケットボール

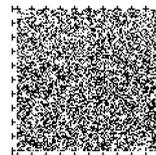
迫力あるプレーで試合を盛り上げる車椅子バスケットボール。時にはさながら格闘技のごとく激しくぶつかり合う試合展開を見せました。当然応援にも熱が入り、地元能代高校の方々の応援も印象的でした。



### ◆バレーボール（知的）

ちょうど高円宮妃殿下がご臨席された直後の取材となり、それが試合開始前とあって盛り上がりました。試合前の選手達の掛け声が気合いを感じさせました。





### ◆ソフトボール（知的）

我々が取材したのは最終日、ちょうど決勝・準決勝戦が始まった頃でした。どのチームもインングが終わったら必ず円陣を組んで、チームの結束を固めていました。



大会期間中は特に天気も荒れることなく、我々の取材も成功に終わりました。地元秋田県勢は今大会最多の259人の選手を擁し、個人競技では122個のメダルを獲得しました。次の全国障害者スポーツ大会は大分県で開催されます。今回の秋田同様、地元大分の活躍を期待しますとともに、参加される選手皆さんのご活躍を取材できることを楽しみにしています!! (取材：岩本・廣田)



## 第8回全国障害者スポーツ大会に向けて

平成20年度に大分で開催される第8回全国障害者スポーツ大会から競技種目の追加やルール等に変更があります（以下はその一例です）。

### 【新設競技・種目】

- ・バレーボール（精神障害対象）が正式種目になります。
- ・ジャベリックスロー（陸上競技）が新設されます。
- ・以下の種目は内部障害（膀胱・直腸機能障害）の方の参加が可能となります。  
フライングディスク・陸上競技（50m走、1500m走、立幅跳、走幅跳、ソフトボール投、ジャベリックスロー）・アーチェリー

### 【その他の変更など】

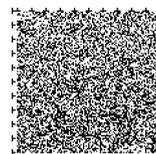
- ・スラロームの競技に変更があり、Ⅰ・Ⅱという区分がなくなります。
- ・陸上競技において、4×100mリレーは男女混合となります。
- ・水泳において、4×50mリレー、メドレーリレーは男女混合となります。

### 【競技の廃止・統合】

- ・陸上競技（障害急歩、60m走、5000m走、三段跳、ハンドボール投、やり投げ、こん棒投、)
- ・水泳（個人メドレー、100m）

### ※競技の説明

ジャベリックスローとは、ポリエチレン製で、ペットボトルロケットを細くした形状の長さ約70cmの「ターボジャブ」を投げて、その飛距離を競うものです。ジュニアオリンピックの種目となっています。



## 第2回認知症のある人の福祉機器 シンポジウム —自立と家族を支える—

開催日：2007年12月8日（土）13：00～17：10（開場：12：30）  
会場：国立身体障害者リハビリテーションセンター学院（埼玉県所沢市並木4-1）  
主催：国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所  
参加費：無料（◎交流会 参加費：500円）

### 開催趣旨：

「自立」すなわち、自らが望むことを自分の意思で実現できることは、生きる上での大きな力になります。認知症のある人は、その症状のために、日常生活の自立が困難になりがちです。しかし、その原因を見極め、適切な環境や機器、ケアを整えることができれば、認知症のある人も手がかりや助力をもとに、自らの判断で取るべき行動をとることが可能になります。また、認知症のある人が主体的に生きられるようになることは、「家族」が介護者と被介護者という供与・依存関係ではなく、互いに理解し、助け合って暮らす親子や夫婦という本来の姿で暮らせるようになることにもつながります。

今回のシンポジウムでは、「主体的な暮らしの実現」に、行政職、作業療法士、当事者、ソーシャルワーカー、家族、研究者という異なる立場から取り組む6名のシンポジストを迎え、みなさんと一緒に、「自立と家族を支えるためにできること」を考えたいと思います。

### プログラム：

- 佐々木 健  
（厚生労働省 老健局計画課 認知症・虐待防止対策推進室）  
～新健康フロンティア戦略における認知症研究の位置づけ～
- Ingela Mansson (Swedish Handicap Institute)  
～ASSISTIVE TECHNOLOGY SUPPORTING PEOPLE WITH  
DEMENTIA AND THEIR RELATIVES  
認知症のある人と家族を支援する福祉機器～
- 中村 成信（若年認知症家族会 関東部会 彩星の会）  
～暮らしの工夫事例～
- 島村 淑子  
（社会福祉法人 浴風会 グループホーム「ひまわり」）  
～認知症の排泄ケア ―グループホームでの取り組み― ～
- 山崎 正人（スタジオ代、東海大学 文明研究所）  
～道具・空間・視覚伝達系デザインを取り入れた実母の在宅ケア実践例～
- 井上 剛伸（国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部）  
～「何をしたか？」「今がいつか？」「これから何をするか？」を知ることの支援研究～

### シンポジウム&展示館見学 問い合わせ先

国立身体障害者リハビリテーションセンター  
研究所 福祉機器開発部

担当：石渡利奈（いしわたりな）  
武澤友広（たけざわともひろ）

e-mail:dementia@rehab.go.jp  
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1  
電話：04-2995-3100（内線：6548）  
FAX：04-2995-3132

### 「認知症のある人の福祉機器展示館」見学会 同時開催！

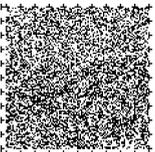
認知症のある人の福祉機器の展示館が当センター敷地内にオープンします。「服薬の時間を伝える薬入れ」「ボタンを1回押すだけでかかる電話機」など、認知症のある人の暮らしを支える福祉機器を国内外から取り寄せました。

福祉機器を見て、触って、体験してみたい方は、見学会にも、ご参加ください。

なお、展示館は常設ですので、今回の見学会以外でも、ご見学いただけます。

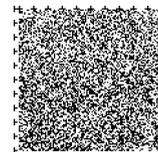
集合時間：シンポジウム当日 10：50

集合場所：シンポジウム会場



参加申し込みやプログラム等の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.rehab.go.jp/ri/event/dementia2.html>



# 全国身体障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)は『優良防火対象物』に認定されました!!

「優良防火対象物認定表示制度(優マーク制度)」は、平成18年10月1日に火災予防条例の一部を改正する条例により施行されました。認定を受けた建物は、「優マーク(写真右)」を玄関や窓口に表示することができるほか、建物の情報は、東京消防庁や各消防署のHP等で公表されています。

優良建物の認定基準は、法令適合性はもとより、避難安全性、自衛消防活動の能力、過去の法令順守の状況、過去の火災発生状況を審査・検査したものです。

当センターでは、去る10月2日(火)東京消防庁牛込消防所長より、防火安全性の高い建物として評価され、『優良防火対象物』として認定されました。写真右下は交付式の様子、写真左下は表示の様子です。

今回の認定を受け、職員一同、改めて利用者の皆様に安心してご利用いただける施設を目指すことの大切さを感じ、「優マーク」に恥じない安全な施設となるよう努力してまいります。



## 戸山サンライズ(通巻第235号)

発行 平成19年10月10日(隔月10日発行)

発行人 (財)日本障害者リハビリテーション協会  
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
TEL. 03(3204)3611(代表)  
FAX. 03(3232)3621  
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

## 編集後記

今号では、秋田で行われた第7回全国障害者スポーツ大会の取材記を掲載しました。

取材にあわせて観戦もしたのですが、水泳や陸上競技のような個人競技では、競技を終了する方に対して最後まで温かい声援や拍手が響き、とても印象的でした。

次号は「第22回障害者による書道・写真全国コンテスト」の審査結果の発表を行います。昨年に引き続き、1,000点以上のご応募をいただきありがとうございます!

その中から入選された作品を掲載いたしますので楽しみに!! (廣田)

